

平成30年11月8日

千葉市教育委員会 様

千葉市社会教育委員会議

議長 三野宮 純一

公民館における使用制限の一部緩和について（答申）

平成30年5月31日付け30千教生第217号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

本市公民館の管理運営における社会教育法第23条にかかる運用については、当会議による昭和58年3月28日答申「千葉市公民館運営における社会教育法第23条の解釈・適用について」（以下、「昭和58年答申」という。）及び、当該答申の趣旨に即して教育委員会が作成した「千葉市公民館運営における社会教育法第23条の解釈適用について（例示表）」（以下、「例示表」という。）に基づき行われてきたところです。

昭和58年答申は、公民館の公共施設としての性格を踏まえ、『なるべく広く地域住民に公民館の使用をみとめるように配慮することが大切ではないか』と思考し、例示表もその趣旨を踏まえ作成されたところですが、

作成から30年以上が経過し、社会情勢や公民館運営を取り巻く環境が変化する中で、必ずしも現代の公民館運営に馴染まないものも見られると考えます。

そのような状況の中、当会議は本年5月に教育委員会より、公民館における使用制限の一部緩和について諮問を受けたところであり、諮問を受けた3点(特定の政党の利害に関する事業、営利事業、所管区域)について、以下のとおり結論を得たので答申します。

2 使用制限の一部緩和について

(1) 特定の政党の利害に関する事業について

市民による公民館の使用については、公民館の運営方針について規定する社会教育法第23条や、公の施設について規定する地方自治法第244条の趣旨を踏まえるとともに、必要な政治的教養を高めることができる環境を整備する立場から、広く認める必要があると考えます。

現在、政党及び政治団体の使用はすべて不許可となっていますが、各種選挙における投票率が低下するなど、市民の政治への関心が薄れている中、政党、政派、後援会、政治団体による、不特定多数の市民を対象とした政治学習会、勉強会、時局講演会など、政治報告会に類する活動にかかる公民館の使用は、一般的な政治的教養の向上、政治への市民参加の促進につながるとともに、社会教育法第20条に示されている公民館の目的にもかなうことから、社会情勢の変化や他都市の状況も踏まえ、政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮しつつ、認めることが適当であると考えます。

(2) 営利事業について

公民館を使用して行われる営利目的の物品販売等については、社会教育法第23条第1項に反することから、引き続き不許可を継続すべきであると考えます。しかし、近年、地域コミュニティの希薄化が進み、郷土に対する愛着や理解が薄れてきている中、公民館が主体となる地域の特色に関連する物品の販売行為は、専ら営利を目的とするというのではなく、郷土意識の醸成や都市アイデンティティの確立に資する学習機会の確保につながることから、実施することは適当であると考えます。

(3) 所管区域について

所管区域については、「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部科学省告示平成15年6月6日第112号）の趣旨を踏まえ、公民館が学びを通じた地域づくりの拠点施設であることから、所管区域自体を存置することは妥当であると考えます。

しかしながら、公民館使用者を所管区域内の住民に限るとしている現在の使用制限については、活動団体の構成員の居住地が事実上広域化しており、学習活動を更に活発化させるためにも、廃止することが適当であると考えます。

3 答申内容の反映について

昭和58年答申の趣旨に即して作成した例示表は、社会状況の変化等により、変更の必要が生じた場合は加除訂正を行い、実際場面に適応できるようにするものであります。よって、本答申の内容を反映できるよう例示表を修正する必要があると考えます。